

令和 6 年度 南丹市景観審議会 議事録

日 時：令和 7 年 1 月 2 8 日（火）午前 1 0 時 3 0 分～午前 1 1 時 3 0 分

場 所：南丹市役所 4 号庁舎 2 階会議室

出席者：〔委 員〕藤本 英子会長、丸山 俊明副会長、矢ヶ崎 善太郎委員、
三崎 正子委員、下伊豆 仁史委員、安藤 眞吾委員
〔事務局〕井尻技監、平野課長、奥村参事、中西係長、松本主事、
高屋主事

欠席者：〔委 員〕松田 育子委員、高御堂 和華委員

1. 開会

事務局	定刻になりましたので、ただ今から南丹市景観審議会を開会いたします。 委員の皆様には何かとご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。 本年度より組織改正に伴う事務分掌の見直しにより、景観形成に関する事務の担当部署が地域振興部地域振興課から土木建築部都市計画課に変更になりました。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、審議会の開催にあたり、本日の出席者の紹介をさせていただきます。 （事務局自己紹介） 本日の出席状況を報告させていただきます。 本日 6 名の委員の出席をいただいております。 南丹市景観条例施行規則第 23 条第 7 項の規定により、半数以上の出席がありますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。 それではただいまから開会させていただきます。 開会にあたりまして、井尻土木建築部技監が挨拶申し上げます。 （井尻技監挨拶） 続きまして、担当部署が変更となり初めての開催になりますので藤本会長から、順番に自己紹介をお願いできたらと存じます。よろしくお願いいたします。 （委員自己紹介） なお、本日は松田委員、高御堂委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告させていただきます。
-----	--

事務局	それでは、次第に基づき協議事項に移らせていただきます。南丹市景観条例施行規則第 23 条第 6 項の規定により、「審議会は会長が議長となる」となっておりますので藤本会長、よろしくお願いいたします。 それでは藤本会長からご挨拶をいただいたのち、議事進行をお願いしたいと存じます。
-----	--

2. 協議事項

会長	(会長挨拶) それでは、協議事項に入ります。 「景観審議会における審議対象の追加について」事務局より説明を求めます。
事務局	景観審議会における審議対象の追加についてご説明申し上げます。 【資料 1】をご覧ください。 今回、審議委員の皆様にご協議いただく内容は、「南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例」の取り扱いについてです。 まずは、本条例についてご説明いたします。 「南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例」とは、南丹市八木農村環境公園（通称：氷室の郷）周辺のすぐれた農村景観の形成の為に必要な事項を定めて、建築等の規制を行い、快適で魅力あるまちづくりを進めることを目的として、旧八木町時代に条例を制定し、その後南丹市が継承する形で平成 18 年 1 月 1 日に制定しました。 本条例により、氷室の郷敷地境界より 300m 以内の区域又は、市長が必要と認める区域において建築行為・広告物を設置する場合には市長の許可が必要となります。 届出があった場合は、規則で定める農村景観形成に係る基準に基づき審査を行い、許可の可否について当該届出者に対し通知を行います。また、許可の可否を通知しようとする場合においては、あらかじめ南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならないとされています。 昨年度までは、土木建築部営繕課の担当でありましたが、組織改編に伴い、景観形成に関する事務とともに都市計画課の所管となりました。 なお、近年、本条例に基づく届出はありません。 条例全文、位置図、基準等については次のページにまとめておりますので参考にご確認ください。 以上が条例についてのご説明になります。 続きまして、協議の内容につきまして、ご説明させていただきます。 先ほども申し上げましたとおり、旧八木町時代から継承する形で平成 18 年

事務局	に本条例が制定されましたが、制定当時は南丹市において景観条例がなく、景観に特化した審議会がなかったため景観審議会ではなく、南丹市総合振興計画審議会へ諮問し、審議していただくこととなっております。 そして、平成 25 年に南丹市景観条例が制定し、平成 26 年に施行しましたが、本条例については改正することがないまま、南丹市総合振興計画審議会への諮問事項として、今日まで経過しました。 令和 6 年 4 月の組織改編にあたり、景観に係る条例等の精査を行ったところ、南丹市八木町氷所地区、南丹市八木農村環境公園周辺において、南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例および施行規則があることが判明しました。すぐれた農村景観の形成のための条例であり、現在は南丹市総合振興計画審議会への諮問であるが、景観に関する案件については包括的に景観審議会にて審議することが望ましいと思慮しました。 南丹市景観条例第 24 条に基づき、南丹市の景観形成に必要な事項として南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例にかかる諮問事項について、本審議会が市長の諮問に応じ、調査又は審議いただけるか協議いただきたいと考えております。 以上が協議事項の内容についてのご説明となります。
会長	ただ今、事務局より説明のありました件について、ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	今まではどのように運用をされていたのですか。
事務局	過去の記録を調べましたが、今まで届出の提出はありませんでしたので、実際に事務手続きを行った事例はありません。
委員	今後条例の改正の予定はありますか。
事務局	条例の改正を予定しており、内容については承諾後、ご説明いたします。
会長	それでは質疑もないようですので本協議事項について、承諾してよろしいでしょうか。 (異議なしの声) それでは南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例に係る諮問事項について、市長の諮問に応じ、本審議会にて調査又は審議することを承諾します。 続きまして、条例の改正について事務局より説明を求めます。
事務局	今後の事務としまして、条例改正を予定しており、審議会への諮問については、南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例第 4 条第 3 項に「市長は、前項の規定による通知をしようとする場合においては、あらかじめ南丹市総合振興計画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。」とされていますが、景観条例の審議基準と統一し、許可の可否を通知をしようとする都度ではなく、必要があると認められるときは景観審議会の意見を聴くことができる。に

事務局	改正をさせていただきたいと考えております。 その他、条文の中で齟齬がある部分についても修正をさせていただく予定をしております。 以上となります。
会長	ありがとうございました。 ご意見、ご質問等ございませんか。
委員	今回の条例は景観条例の枠の中に追加になるのですか。
事務局	追加ではなく、別の条例として、南丹市農村景観形成に係る建築等規制条例の審議をお願いします。
委員	現在の景観条例は美山町が対象ですが、今回の協議の条例は八木町が対象の条例かと思います。今後景観条例の適用地域をを拡大していく予定はありますか。
事務局	景観計画策定時、順次拡大していくことを目指すとしていましたが、現在のところ事務処理の人員の問題等もあり、拡大する予定はしていません。
委員	届出が今までなかったとのことですが、航空写真に写っている白い建物は届出の対象ではないのですか。
事務局	写真に写っているのは、条例制定前の既存の建物です。 当該箇所は市街化調整区域ですので、基本的に建築の制限が厳しく建物が建てづらいエリアになります。 ですが、建築等が不可能ではないので今後届出が出る可能性はあります。
委員	具体的な話にはなりますが、実際に届出が出てきた際に、太陽光パネルを景観上どうとらえるかを考える必要があると思います。国策で進められているものと景観条例をどう結びつけていくのか、その辺りの対応が必要です。現状の条例ですと、太陽光パネルは工作物に該当するかと思います。高さ、規模、色が適合すれば許可せざるを得ない形になります。そんな案件が来るかもしれないので発言のみですが、少し意見をさせていただきます。
委員	私も関連して、発言のみにとなりますが、届出の対象が周囲 300m 以内と規定していますが、これが本当に正しいのかを考えていかなければいけないと思います。特に景観ですので、何が、どこから見えるのというところがあると思います。 ですので、何か視点を設けて景観を大事にするのか、先ほどの太陽光パネルの話ですと、太陽光パネルは遠くから見ると反射して光って見える恐れがあります。 300mという限定されたバッファゾーン＋もう少しきめ細やかな景観を守っていくような考え方をこれから皆さんで協議しなければいけないのかなと感じました。 あと、条例の改正について目的の②の語尾が意見を聴くこととする。とされており、現行、変更後のところでは、意見を聴くことができる。とされていま

委員	す。言葉のイメージ的に齟齬があるように感じますが、このあたりのニュアンスを教えてください。
事務局	改正後の諮問の対象については景観条例を模範としています。 基本的に、審議対象については、届出があったものの内、基準値を超えるものであったり、基準から外れて審議会に別途意見を聴く必要があるものに対し諮問し、審議対象としたいと考えております。 目的の②のところは意見を聴くこととする。という表現は誤っております。 「意見を聴くこととする」から「意見を聴くことができる」に訂正をお願いいたします。
委員	農村環境公園をどういう風に見せるのかという目的を知りたいのですが、農村環境公園からの景観を大事にしているのか、または農村環境公園を含めて見える景観を大事にしているのか、農村環境公園ができた経緯や由来は分かりますか。
事務局	過去の経緯や由来は今のところ情報がなく分かりかねます。
委員	専門家としては、基準の中の色彩がアバウトに記載されておりますのでその辺りを将来的に見直しができればと良いと思います。
事務局	ご意見いただきましたとおり、昔に制定された条例ですので今現在の時代に沿った内容にしていきたいと考えておりますので、その際には審議会委員の皆様協議等お世話になるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。
会長	協議内容に関するご質問、ご意見は以上でよろしいでしょうか。 では、続きまして、報告事項につきまして、事務局より報告を求めます。

3. 報告事項

事務局	それでは、報告事項といたしまして3件ございます。 まずは、令和6年度届出提出状況について報告いたします。 【資料2】をご覧ください。 こちらは、令和6年12月31日時点の提出状況になります。 【山里自然エリア】 ・建築物新築 5件 ・建築物改築 3件 ・建築物移転 1件 ・建築物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 16件 ・工作物新築 3件 ・工作物新築及び移転 1件 ・工作物増築 1件 ・工作物改築 2件 ・工作物移転 1件 ・工作物外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更 8件
-----	--

事務局	・屋外における物件の堆積 1 件 【伝統的景観重点エリア】 7 件 合計 49 件の提出がありました。 すべて届出が景観形成基準内であり、良好な景観形成に支障がないものと判断し、審議会に諮問する案件はございませんでした。 なお、完了届の提出がありましたもののうち、数件を抽出し、現地確認を行いました。 次に、景観計画に係る広報の状況について報告します。 【資料 3】をご覧ください。 南丹市景観条例の広報活動として令和 6 年 6 月にお手元の資料 3 を美山区域の全戸に対し配布を行いました。 最後に、次期公募委員の募集状況について報告いたします。 現委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日をもって満了となりますので、次期公募委員の募集を 12 月 23 日～1 月 24 日に行いました。 公募に関する広報活動としましては、HP 及び広報なんたんへの掲載、なんたんテレビの文字放送を実施いたしました。 なお、公募委員の応募はありませんでした。 報告は以上です。
会長	ありがとうございました。 では、ご質問、ご意見等がありますか。
委員	届出の提出状況の中に「屋外における物件の堆積」が 1 件ありますが、現地の状況は確認されたのですか。
事務局	現地確認を行いまして、工事等で発生した土砂等をもともと低くなっている土地に道路と同じ高さまで土が盛られている状況です。
委員	堆積という言葉で我々が反応するのは、例えば、産業廃棄物を梱包したものを果てしなく積み上げていく事例が滋賀県では頻発しております。しかし、それは再利用できる資材であると言われると規制ができなくなってしまう。土砂の堆積に関しても景観破壊が起きてしまい、それが始まると止められないことが往々にして起こりえます。そういったものをどのようにコントロールするのか事例の収集等が重要になってくると思います。
会長	こちらの件については以上でよろしいでしょうか。 続きまして、広報の件ですが、広報なんたんに掲載していた景観の小窓の掲載はなくなったのですか。
事務局	今年度、景観業務を引き継ぎましたが、まだ事務がそこまで追い付いていない状況です。 今後事務内容の精査を行いまして、広報活動についてもアクションを起こせばよいと考えております。
会長	ありがとうございます。

会長	続きまして、公募の件ですが募集に対し、応募がなかったとのことですが、ご意見等ありますでしょうか。
委員	応募がなかったとのことですが、このまま公募委員はなしで進めるのか、または、何か手を打つ等、別の案があるのでしょうか。
事務局	公募については、別の方法での再公募や、推薦等を検討しておりますが、まずは、ご本人の意思で応募していただき参画いただくことを基本に考えております。
委員	推薦もいいと思いますが、公募の仕方かなと思います。 審議するという役割はもちろんあるのですが、もう少し幅広い議論をしていることを公募の中に入れて、南丹市の景観の活性化、地域を良くするための検討をしています。ですから、地元の皆さんの英知を伝えていただく場です。くらいにすれば良いのかなと思います。 今の状態であれば、審議すると聞くと審査ををする側かなと、少し重く感じ、それに対し、作文を書くとなるとハードルが高いように思います。 どういう仕事をするのかを、うまく伝えられる方法はないのかなと思います。
委員	まだ時間があるので公募の文章を違う形に変えていただいて、再公募も検討していただけたらと思います。
委員	広報活動の一環として、庁舎の入り口に景観のことを伝えるためにパネル等を展示するのはどうでしょうか。 今まで届出が出てきた箇所に対し、景観審議会が存在することによって、こういう風な成果出たことを分かりやすく示すことができます。 色彩はこのような指定をしているという代表例だけでも展示することで、景観審議会というものがあるんだということが周知されると思います。
委員	広報活動で配られたチラシを見ているのですが、どのようなことを審議するのかと考えたときに、基準やマンセル値等が記載されていますが、すべてを理解しないと審議できないのかと考えてしまうように感じます。知識のある学者ばかりが審議しているのかなと。 ですので、もう少しマンセル値についても分かりやすく表現できれば良いのかなと思います。 景観というものは、自らが目にしている、その地域の風景そのものが景観という認識がなく、もっとハードルの高い上の方にあるという概念を持たれている気がするので、分かりやすい工夫、咀嚼するような見せ方できればと思います。
委員	庁舎の中でPRする場を設けることは可能なのでしょうか。
事務局	庁舎の一部にパネル等を展示することは可能と思います。 景観のブースを設置することで景観に関する周知が幅広くできるので、パネルや建物のミニチュアの展示等できることを検討できればと思います。

委員	ぜひ、お手伝いできることがあれば仰ってください。
会長	他に皆様から質問や意見はありますか。 (質疑等なし) それでは、本日、委員の皆様から出された意見を参考に、市の方で検討していただければと思います。

5. 閉会

事務局	委員の皆様、貴重な意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。 本日の意見を踏まえ、良好な景観を保全・形成できるよう、啓発等の取組みを進めてまいりたいと思います。それでは、以上をもちまして、南丹市景観審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。
-----	---